

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令 新旧対照表（下線部が変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>第1章～第14章（略） 別表1～別表7（略） 別紙1（略） 別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） 第1（略） 第2 陸上関係 1（略） 2 公共業務用無線局 (1) 防災行政用 防災行政用無線局の審査は次の審査により行う。 ア～ウ（略） エ 回線構成等 (ア)（略） (イ) 市町村等の場合 A（略） B 移動系 (A)～(C)（略） (D) データ伝送系 (13)によること。 オ 通信系別の審査は次の規定により行う。 (ア)・(イ)（略） (ウ) 移動系 A～E（略） F 広域共通系 地域防災関係機関等と通信を行う市町村に対し、特に必要がある場合は広域共通波を指定する</p>	<p>第1章～第14章（略） 別表1～別表7（略） 別紙1（略） 別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） 第1（略） 第2 陸上関係 1（略） 2 公共業務用無線局 (1) 防災行政用 防災行政用無線局の審査は次の審査により行う。 ア～ウ（略） エ 回線構成等 (ア)（略） (イ) 市町村等の場合 A（略） B 移動系 (A)～(C)（略） (D) データ伝送系 <u>2(13)</u>によること。 オ 通信系別の審査は次の規定により行う。 (ア)・(イ)（略） (ウ) 移動系 A～E（略） F 広域共通系 地域防災関係機関等と通信を行う市町村に対し、特に必要がある場合は広域共通波を指定する</p>

こととする。

なお、広域共通波を指定する場合の基準は、(3)によること。

G～I (略)

H 画像伝送系

(A) 移動範囲は、全国及び日本周辺海域並びにそれらの上空の範囲で必要とされるものとする。

(B) (略)

(C) 免許人の希望により、主運用波以外の周波数(以下「予備波」という。)を指定することとし、予備波を指定する場合は、「この周波数の電波の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すものとする。

なお、予備波については、次の場合のみ使用できることとし、その旨が無線局運用管理規程等に明記されているものであること。

a～d (略)

(D) (略)

(E) 無線設備について、災害時及び訓練時等において、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用が求められることから、可能な限り、アナログ方式により映像信号を伝送するもの及びデジタル方式により高画質映像信号を伝送するものにあつては4波、デジタル方式により標準画質映像信号を伝送するものにあつては8波を実装できるものであること。

(F) その他については、(4)カ及び(14)によること。

こととする。

なお、広域共通波を指定する場合の基準は、別紙2第2の2(3)によること。

G～I (略)

H 画像伝送系

(A) 移動範囲は、全国とする。

(B) (略)

(C) 免許人の希望により、主運用波以外の3波(以下「予備波」という。)を認めることとし、予備波を指定する場合は、「この周波数の電波の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款が付されているものであること。

なお、予備波については、次の場合のみ使用できることとし、その旨が無線局運用管理規程等に明記されているものであること。

a～d (略)

(D) (略)

(E) その他については、2(14)によること。

I データ伝送系
(13)によること。

カ～シ

ス 周波数の使用条件等

(7) 都道府県における 60MHz 帯、150MHz 帯及び 400MHz 帯(テレメーター系を除く。)の周波数(防災相互通信と同一の周波数を除く。)は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期に 260MHz 帯に移行することとする。

(イ) 市町村等における 150MHz 帯及び 400MHz 帯(テレメーター系を除く。)の周波数(防災相互通信と同一の周波数を除く。)は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期に 260MHz 帯に移行することとする。

(ウ) 防災行政用無線局における 150MHz 帯の防災相互通信と同一の周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する場合に限るものとし、「この周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する無線局との間の通信を行う場合に限る。」旨の付款を付して指定するものとする。

(I) (略)

セ (略)

別表(1)－1 都道府県デジタル総合通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数の割当て
(略)

(2) 周波数の指定
A～B (略)

I データ伝送系
2 (13)によること。

カ～シ

ス 周波数の使用期限

(7) 都道府県における 60MHz 帯、150MHz 帯及び 400MHz 帯(テレメーター系を除く。)の周波数は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期に 260MHz 帯に移行することとする。なお、60MHz 帯の周波数使用期限は、平成 19 年 11 月 30 日までとする。

(イ) 市町村等における 150MHz 帯及び 400MHz 帯(テレメーター系を除く。)の周波数は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期に 260MHz 帯に移行することとする。

(ウ) (略)

セ (略)

別表(1)－1 都道府県デジタル総合通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数の割当て
(略)

(2) 周波数の指定
A～B (略)

C 陸上移動局

通話用周波数及び直接通信用周波数の指定は、次のとおりとする。

(A) 通話用周波数

262.425MHz 以上 265.225MHz 未満の通話用周波数の全てを指定する。また、申請者所属の基地局に指定する周波数に 269.025MHz 以上 270.625MHz 未満の通話用周波数が含まれる場合は当該周波数の対向波を、申請者が他の地方公共団体と災害時の応援に係る協定等を締結している場合は当該地方公共団体所属の基地局に指定されている通話用周波数の対向波（260.025MHz 以上 261.625MHz 未満の周波数のものに限る。）を指定する。

(B) 直接通信用周波数

直接通信用周波数の全てを指定する。ただし、直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局については、直接通信用周波数のうち共通用周波数（直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局とそれ以外の無線局が同一市町村等において使用可能な周波数をいう。）以外の周波数について、「この周波数は、直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局とそれ以外の無線局が同一市町村又は隣接市町村において運用されない場合に限る。」旨の附款を付すものとする。

D～E （略）

(3) 電波の型式

C 陸上移動局

低群の通話用周波数及び直接通信用周波数のすべてを指定する。

D～E （略）

(3) 電波の型式

(略)

別表(1)－2 市町村デジタル移動通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

(略)

(2) 周波数の指定

A・B (略)

C 陸上移動局

通話用周波数及び直接通信用周波数の指定は、次のとおりとする。

(A) 通話用周波数

262.425MHz以上265.225MHz未満の低群の通話用周波数の全てを指定する。また、申請者所属の基地局に指定する周波数に269.025MHz以上270.625MHz未満の高群の通話用周波数が含まれる場合は当該周波数の対向波を、申請者が他の地方公共団体と災害時の応援に係る協定等を締結している場合は当該地方公共団体所属の基地局に指定されている通話用周波数の対向波(260.025MHz以上261.625MHz未満の周波数のものに限る。)を指定する。ただし、通信統制を行うことが可能な陸上移動局に指定する周波数については、基地局(統制局又は中継局)に指定する通話用周波数の数に準じることとする。

(B) 直接通信用周波数

(略)

別表(1)－2 市町村デジタル移動通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

(略)

(2) 周波数の指定

A・B (略)

C 陸上移動局

低群の通話用周波数及び直接通信用周波数のすべてを指定する。ただし、通信統制を行うことが可能な陸上移動局に指定する周波数については、基地局(統制局又は中継局)に指定する通話用周波数の数に準じることとする。

直接通信用周波数の全てを指定する。ただし、直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局については、直接通信用周波数のうち共通用周波数(直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局及びそれ以外の無線局が同一の市町村等において使用可能な周波数をいう。)以外の周波数について、「この周波数は、直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局とそれ以外の無線局が同一市町村又は隣接市町村において運用されない場合に限る。」旨の附款を付すものとする。

D・E (略)

(3) 電波の型式
(略)

別表(1)－3・別表(1)－4 (略)

(2)・(3) (略)

(4) 消防用

消防用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～ウ (略)

エ 移動通信系

(ア)～(エ)

(オ) 割当周波数等

移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所があらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。

D・E (略)

(3) 電波の型式
(略)

別表(1)－3・別表(1)－4 (略)

(2)・(3) (略)

(4) 消防用

消防用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～ウ (略)

エ 移動通信系

(ア)～(エ)

(オ) 割当周波数等

移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、あらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。

A デジタル移動通信系

(A) (略)

(B) SCPC 方式による周波数割当て

a 基地局又は携帯基地局

(a) デジタル消防・救急業務用

市町村等及び都道府県の基地局に対しては、次の消防業務又は救急業務における割当基準に基づく周波数の数を指定するものとする。

①～⑤ (略)

(b)～(d) (略)

b 陸上移動局

(a) 市町村等及び都道府県に対しては、当該市町村等及び都道府県が開設する基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用の周波数及び全てのデジタル共通用の周波数の対向波(低群の移動局用の周波数)を指定するものとする。ただし、デジタル共通用の周波数にあつては、他の都道府県に指定されている主運用波に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款を付すものとする。

(b) 消防庁に対しては、全てのデジタル共通用の周波数を指定するものとする。

(c)～(e) (略)

c 携帯局

A デジタル移動通信系

(A) (略)

(B) SCPC 方式による周波数割当て

a 基地局又は携帯基地局

(a) デジタル消防・救急業務用

市町村等及び都道府県に対しては、次の消防業務又は救急業務における割当基準に基づく周波数の数を認めることとする。

①～⑤ (略)

(b)～(d) (略)

b 陸上移動局又は携帯局

(a) 市町村等及び都道府県に対しては、当該市町村等及び都道府県が開設する基地局及び携帯基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用及びデジタル共通用の周波数の対向波(低群の移動局用の周波数)を認めることとする。ただし、デジタル共通用の周波数にあつては、広域応援活動等を踏まえ、特に必要が認められる場合は、他の都道府県に指定されている主運用波を認めることとし、当該周波数に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款が付されているものであること。

(b) 消防庁に対しては、すべてのデジタル共通用の周波数を認めることとする。

(c)～(e) (略)

(a) 市町村等及び都道府県に対しては、全てのデジタル共通用の周波数を指定することとする。ただし、広域応援活動を踏まえ、他の都道府県に指定されている主運用波を指定することとし、当該周波数に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款を付すものとする。

(b) 消防庁に対しては、全てのデジタル共通用の周波数を指定することとする。

d 陸上移動中継局

基地局用及び移動局用の周波数から通信構成上必要となる周波数を指定することとする。なお、周波数の数について、低群若しくは高群の周波数は、基地局の周波数の数に準じるものとする。ただし、周波数の数は各群最大4波とすること。

e その他

市町村等及び都道府県が設置する消防学校又は訓練機関に開設される陸上移動局の割当周波数については、当該消防学校又は訓練機関の所在する区域において、その区域を消防業務の管轄区域とする市町村等及び都道府県に現に割り当てられているデジタル消防・救急業務用又は全てのデジタル共通用の周波数によるものとする。

(C) (略)

B アナログ移動通信系

割当周波数の数は、次の基準によるものとする。

(A)・(B) (略)

c 陸上移動中継局

基地局用及び移動局用の周波数から通信構成上必要となる周波数を認めることとする。なお、周波数の数について、低群若しくは高群の周波数は、基地局の周波数の数に準じるものとする。ただし、周波数の数は各群最大4波とすること。

d その他

市町村等及び都道府県が設置する消防学校又は訓練機関に開設される無線局の割当周波数については、当該消防学校又は訓練機関の所在する区域において、その区域を消防業務の管轄区域とする市町村等及び都道府県に現に割り当てられているデジタル消防・救急業務用又はデジタル共通用の周波数によるものとする。

(C) (略)

B アナログ移動通信系

割当周波数の数は、次の基準によるものとする。

(A)・(B) (略)

(C) 全国共通用及び県内共通用

a 市町村等及び都道府県に対しては、全国共通用の周波数 3 波及び県内共通用の周波数 1 波を認めることとする。ただし、デジタル移動通信系の 260MHz 帯の周波数の電波を中継する無線局については、全国共通用及び県内共通用の全ての周波数を指定することとする。

b 消防庁が開設する携帯局に対しては、全国共通用及び県内共通用の全ての周波数を指定することとする。

(D) その他

A (B) a (d)、A (B) b (e) 及び A (B) e のデジタル移動通信系における基準は、アナログ移動通信系に準用する。この場合において、「デジタル消防・救急業務用の」とあるのは「消防業務用又は救急業務用の」と、「デジタル消防・救急業務用又は全てのデジタル共通用」とあるのは「消防業務用又は県内共通用」と読み替えるものとする。

C 署活動用

消防業務の管轄区域の人口が原則として 30 万人以上の市町村等、デジタル移動通信系を運用している市町村等(デジタル移動通信系の運用に向けた具体的な計画を有する市町村等を含む。)及び東京都に対しては、陸上移動局用又は携帯局用とし、原則として、必要に応じて次の基準による署活動用の周波数を認めることができる。

(A) ~ (C)

(C) 全国共通用及び県内共通用

市町村等及び都道府県に対しては、全国共通用の周波数 3 波及び県内共通用の周波数 1 波を認めることとする。なお、消防庁が開設する陸上移動局及び携帯局に対しては、全国共通用及び県内共通用のすべての周波数を認めることとする。

(D) その他

A (B) a (d)、A (B) b (d) 及び A (B) d のデジタル移動通信系における追加割当基準は、アナログ移動通信系に準用する。この場合において、「デジタル消防・救急業務用」とあるのは、「消防業務用又は救急業務用の周波数」と、「デジタル消防・救急業務用又はデジタル共通用」とあるのは「消防業務用又は県内共通用」と読み替えるものとする。

C 署活動用

消防業務の管轄区域の人口が原則として 30 万人以上の市町村等、デジタル移動通信系を運用している市町村等(デジタル移動通信系の運用に向けた具体的な計画を有する市町村等を含む。)及び東京都に対しては、陸上移動局用又は携帯局用とし、原則として、必要に応じて次の基準による署活動用の周波数を認めることができる。

(A) ~ (C)

(D) 消防団と連絡通信を行う場合に使用される周波数として1波

D (略)

E TV 伝送用及び TV 伝送連絡用

(A) 15GHz 帯を使用するもの

a・b (略)

c TV 伝送用周波数の追加割当基準

TV 主運用波以外の周波数(以下この(4)において「TV 予備波」という。)については、災害時及び訓練時等における防災関係機関相互間の災害対策を踏まえ、可能な限り実装することとし、TV 予備波を指定する場合は、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すものとする。なお、TV 予備波については、次の場合のみ使用できることとし、その旨が無線局運用管理規程等に明記されているものであること。

(a)～(d) (略)

(B) (略)

F・G (略)

H 消防団用

消防団用無線局の周波数については、次によるものとする。

(A)・(B) (略)

(カ) 空中線電力

デジタル移動通信系の携帯局の無線設備にあって、航空機に搭載する場合の空中線電力は、1W 以

D (略)

E TV 伝送用及び TV 伝送連絡用

(A) 15GHz 帯を使用するもの

a・b (略)

c TV 伝送用周波数の追加割当基準

TV 主運用波以外の3波(以下この(4)において「TV 予備波」という。)については、災害時及び訓練時等における防災関係機関相互間の災害対策を踏まえ、可能な限り実装することとし、TV 予備波を指定する場合は、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款が付されているものであること。なお、TV 予備波については、次の場合のみ使用できることとし、その旨が無線局運用管理規程等に明記されているものであること。

(a)～(d) (略)

(B) (略)

F・G (略)

H 消防団用

消防団に開設される無線局の周波数については、次によるものとする。

(A)・(B) (略)

下であること。

(キ) 移動範囲

陸上移動局（署活動用を除く。）の移動範囲にあつては「全国」、携帯局の移動範囲にあつては「全国及び日本周辺海域並びにそれらの上空」とし、署活動用陸上移動局の移動範囲にあつては、当該市町村、消防組合及び都道府県の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。

(ク) 無線設備の条件

A（略）

B デジタル移動通信系(SCPC方式に限る。)の無線局(基地局を除く。)は、デジタル共通用の周波数の全てを併せて実装するものであること。

C デジタル移動通信系(SCPC方式に限る。)の基地局の無線設備は、指定されている周波数の全てを同時に送信し、又は受信することができるものであること。ただし、複数の統制波を指定する場合には、これらを同時に送信し、又は受信することができるものであることを要しない。

D～H（略）

I TV伝送用無線局の無線設備は、次の基準によるほか、(14)によること。

災害時及び訓練時等においては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用が求められることから、可能な限り、アナログ方式により映像信号を伝送するもの及びデジタル方式により高画質映像信号を伝送するものにあつては

(カ) 移動範囲

陸上移動局及び携帯局の移動範囲は、当該市町村、消防組合及び都道府県の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。ただし、消防庁が開設する陸上移動局及び携帯局、15GHz帯を使用するTV伝送用無線局又はTV伝送連絡用無線局にあつては「全国」とし、広域災害時に他の市町村、消防組合及び都道府県の応援を行う場合は、適当と認められる範囲を移動範囲とすること。

(キ) 無線設備の条件

A（略）

B デジタル移動通信系(SCPC方式に限る。)の無線局(基地局を除く。)は、デジタル共通用の周波数のすべてを併せて実装するものであること。

C デジタル移動通信系(SCPC方式に限る。)の基地局の無線設備は、指定されている周波数のすべてを同時に送信し、又は受信することができるものであること。ただし、複数の統制波を指定する場合には、これらを同時に送信し、又は受信することができるものであることを要しない。

D～H（略）

I TV伝送用無線局の無線設備は、2(14)によること。

4波、デジタル方式により標準画質映像信号を伝送するものにあつては8波を実装できるものであること。

J データ伝送系無線局の無線設備は(13)によること。

オ (略)

カ 防災・消防ヘリコプター画像伝送システムの審査は、次の基準により行う。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) TV 予備波の指定について

アナログ方式により映像信号を伝送するもの及びデジタル方式により高画質映像信号を伝送するものにあつては3波、デジタル方式により標準画質映像信号を伝送するものにあつては6波を指定するものとする。

(エ)・(オ) (略)

キ その他

(ア) 周波数の使用期限

消防用無線局における150MHz帯の周波数(防災相互通信用と同一周波数を除く。)の使用は、平成28年5月31日までとし、現に指定を受けている周波数及び150MHz帯の周波数の電波を中継する無線局に指定する周波数を除き、新たに当該150MHz帯の周波数は指定しないこととする。

(イ) 消防用無線局において150MHz帯の防災相互通信用と同一の周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用するものとし、当該周波数に「この周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線

J データ伝送系無線局の無線設備は2(13)によること。

オ (略)

カ 防災・消防ヘリコプター画像伝送システムの審査は、次の基準により行う。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) TV 予備波の指定について

災害時及び訓練時等においては、防災関係機関相互間で災害対策のための適切な無線局の運用が求められることから、可能な限り、TV予備波を含めた4波すべてが実装されていること。

(エ)・(オ) (略)

キ その他

(ア) 周波数の使用期限

消防用無線局における150MHz帯の周波数の使用は、平成28年5月31日までとし、平成23年6月1日以降は、現に指定を受けている周波数を除き、新たに150MHz帯の周波数は認めないものとする。

系に使用する無線局との間の通信を行う場合に限る。」旨の付款を付して指定するものとする。

(ウ) (略)

別表(4) (略)

(5) 防災相互通信用

ア 免許方針

(ア)～(エ) (略)

(オ) 無線局の目的

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体が開設する無線局の目的については、当該機関がそれぞれの職務を遂行するために無線局を開設する場合と同様(例：警察用、海上保安用、防災行政用、消防用、鉄道軌道事業用等)であること。ただし、防災相互通信用の周波数により、他の防災関係機関所属の無線局と通信を行うことのみを目的として開設されるもの場合は、防災対策用であること。

B (略)

(カ) (略)

(キ) 通信事項

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体所属の無線局の場合は、当該機関及び地方公共団体がそれぞれの職務を遂行するために開設する無線局と同様(例：警察事務に関する事項、海上保安事務に関する事項、防災行政事務に関する事項、消防の任務に関する事項、鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項等)であること。ただし、防災相互通

(イ) (略)

別表(4) (略)

(5) 防災相互通信用

ア 免許方針

(ア)～(エ) (略)

(オ) 無線局の目的

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体が開設する無線局の目的については、当該機関がそれぞれの職務を遂行するために無線局を開設する場合と同様(例：警察用、海上保安用、防災行政用、消防用、鉄道軌道事業用等)であること。ただし、防災相互通信用の周波数のみにより開設する無線局の場合は、防災対策用であること。

B (略)

(カ) (略)

(キ) 通信事項

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体所属の無線局の場合は、当該機関及び地方公共団体がそれぞれの職務を遂行するために開設する無線局と同様(例：警察事務に関する事項、海上保安事務に関する事項、防災行政事務に関する事項、消防の任務に関する事項、鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項等)であること。ただし、防災相互通

信用の周波数により、他の防災関係機関所属の無線局と通信を行うことのみを目的として開設されるもの場合は、防災対策に関する事項であること。

B (略)

(ク)・(ケ) (略)

(6)～(19) 略

3・4 (略)

第3～第5 (略)

別紙3 (略)

信用の周波数のみにより開設する無線局の場合は、防災対策に関する事項であること。

B (略)

(ク)・(ケ) (略)

(6)～(19) 略

3・4 (略)

第3～第5 (略)

別紙3 (略)